

「大阪府消費者基本計画（案）」パブリックコメント意見書

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
〒540-0033
大阪市中央区石町一丁目1-1天満橋千代田ビル
(06) 6920-2911

大阪府消費者基本計画の下記の枠組みに沿って意見を提出しました。

- 第1章 計画策定について
- 第2章 消費生活をめぐる現状と課題
- 第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念
- 第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性
 - 基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保
 - 基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援
 - 基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進
 - 基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり
消費者被害の早期解決と救済に向けて
- 第5章 関係機関、団体との連携強化等
- 第6章 計画の推進体制と進行管理
- おわりに 消費者市民社会の一員として

(該当項目)

第2章 消費生活をめぐる現状と課題
3. 府における消費者行政の課題と対応の方向性 (4)消費者被害の防止・救済
に次の内容を盛り込むべきです。

(意見)

不当な契約条項・勧誘・表示に対して是正を求め、差止請求訴訟のできる適格消費者団体と連携を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者被害に関する情報を適時・適切に提供するべきです。

また、消費者被害の回復ができる消費者裁判手続特例法が成立したので、これを担う特定適格消費者団体を目指す活動を支援することが必要です。

(該当項目)

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念
2. 消費生活の現状等を踏まえた重要な視点(3)各主体の役割分担に応じた取組と連携
に次の内容を盛り込むべきです。

(意見)

消費者団体訴訟制度と適格消費者団体を効率的に活用するため、その活動や成果について府民・行政関係者に周知することが必要です。

(該当項目)

第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性
基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり消費者被害の早期解決と救済
に向けて
3. 消費者問題の早期解決支援 (2)訴訟への支援
及び<具体的取組>に次の内容を盛り込むべきです。

(意見)

同種の消費被害の拡大が予想される場合は、適格消費者団体への情報提供などの連携を進めます。

(該当項目)

第5章 関係機関、団体との連携強化等
2. 消費者団体等への支援と連携 の<具体的取組>
に次の内容を盛り込むべきです。

(意見)

適格消費者団体と連携の具体化について、早急に協議を行う。

(該当項目)

第6章 計画の推進体制と運行管理

(意見)

第4章<基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進>が「消費者教育推進法第10条に基づく、府の消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格を持つもの」とするのであれば、専門家や研究者、教育委員会、事業者団体、消費者団体等からなる専門の推進体制と進行管理の体

制を立ち上げるべきです。

(該当項目)

上記以外

(意見)

消費者基本計画は、作成するだけでなく、府民・消費者団体とともに、毎年振り返って評価を行い、改善をしていくものと考えます。そのことからすると、施策の重点を決めること、数値目標を定めることが必要です。

以 上